

税金の控除

所得税・住民税の障害者控除

■対象

納税者本人又は同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当するとき。(障害者の判定は、所得税はその年の12月31日、住民税はその年度の前年の12月31日の現況によります。)

- ①常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人(特別障害者)
- ②愛の手帳の交付を受けている人(うち、1・2度は特別障害者)
- ③精神障害者保健福祉手帳を受けている人(うち、1級は特別障害者)
- ④身体障害者手帳を受けている人(うち、1・2級は特別障害者)
- ⑤戦傷病者手帳を受けている人(うち、特別項症～第3項症は特別障害者)
- ⑥原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の一定の認定を受けている人(特別障害者)
- ⑦常に就寝を要し、複雑な介護を要する人(特別障害者)
- ⑧精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、①②又は④に掲げる障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして、中野区福祉事務所長の認定を受けている人

■控除額

本人や扶養されている方(配偶者・親族)に障害がある場合、その区分に応じた控除額です。

(控除額の適用がない同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族を含みます。)

区分	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円
同居特別障害者	75万円	53万円

※同居特別障害者とは、次のいずれかとの同居を常況としている特別障害者(納税者本人を除く)をいいます。

①納税者 ②納税者の配偶者 ③納税者と生計を一にする他の親族

■手続き

申告方法については、下記窓口にお問い合わせください。

■窓口

中野税務署 ☎3387-8111

税務課 課税係(区役所2階11番) ☎3228-8913又は3228-8917 FAX3228-5456

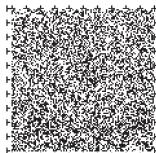
○障害者控除対象者認定書

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない精神または身体に障害のある、65歳以上の方で、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にある方

■内容

所得税及び住民税の申告のための、障害者控除対象者認定書を発行します。



■手 続 き

下記窓口で介護保険の要介護認定の調査内容を確認し、障害者控除対象者認定書を発行します。判定の結果によっては対象にならない場合もあります。郵送申請や事前予約の方法については、中野区ホームページをご覧ください。

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所3階） ☎3228-8956 FAX3228-5662

住民税の非課税

■対 象

本人の前年の合計所得金額が135万円以下で次の要件のいずれかに該当し、障害者控除が適用されている場合、住民税が非課税になります。

①常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人 ②身体障害者手帳の交付を受けている人 ③愛の手帳の交付を受けている人 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人 ⑥原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の一定の認定を受けている人 ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ⑧精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、①②③に掲げる障害者あるいは特別障害者に準ずるものとして、中野区福祉事務所長の認定を受けている人

■手 続 き

申告方法については、下記窓口にお問い合わせください。

■窓 口

税務課 課税係（区役所2階11番） ☎3228-8913又は3228-8917 FAX3228-5456

ストーマ用装具の医療費控除

■対 象

人工肛門のストーマ又は尿路変向のストーマを持つ方の使用するストーマ用装具について、医師が「ストーマ用装具使用証明書」を発行した場合には、医療費控除の対象になります。

■手 続 き

ストーマ用装具代の領収書と医師の証明書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

おむつ代に係る費用の医療費控除

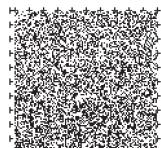
■対 象

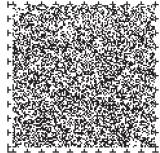
医師の診断時において、下記の条件のいずれも満たす場合は、所得税の医療費控除の対象になります。

①傷病によりおおむね6か月以上にわたり、寝たきり状態にあると認められる方
②その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方

■手 続 き

おむつ代の領収書に医師の発行した「おむつ使用証明書」を添えて、確定申告をしてください。「おむつ使用証明書」の用紙は国税局ホームページで入手できます。





おむつ代に係る医療費控除を確定申告するのが2年目以降の場合は、区が発行する「確認書」でおむつ使用証明書に代えることができます。確認書は区役所3階の介護認定係で発行します。

ご家族の方が来庁される場合は、来庁される方の身分を証明するもの（顔写真付きであれば1点、顔写真なしであれば2点）と、対象となる方の身分証明書1点をご持参ください。来庁する前に、対象要件に該当するかを必ずお電話でお問い合わせください。

＜対象要件＞

- (1)介護保険の要介護認定を受けている方で、前年の確定申告の際に、おむつ代の医療費控除の申告をしていること。（初めて申告される方は、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。）
- (2)主治医意見書の記載内容について、次の条件をすべて満たしていること。
 - ①おむつを使用した当該年に作成された意見書であること。
 - ②「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」項目の記載が「B1、B2、C1、C2」のいずれかであること。
 - ③「尿失禁の発生可能性」項目の記載が「あり」であること。

■窓口

「おむつ使用証明書」に関すること……障害福祉相談窓口（区役所3階） ☎3228-8956
「確認書」に関すること……介護保険課 介護認定係（区役所3階） ☎3228-6513

在宅療養の介護費用の医療費控除

■対象

障害福祉サービスのうち、次のサービスを利用している方

- ①居宅介護（身体介護、通院等介助（身体介護を伴う場合）、乗降介助に限る）
- ②重度訪問介護（身体介護に係る部分に限る）
- ③短期入所（遷延性意識障害者等として支給決定を受けられた方に限る）
- ④重度障害者等包括支援（①～③までと同様のものに限る）
- ⑤療養介護
- ⑥同行援護、行動援護、生活介護、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（介護福祉士等による喀痰吸引者の対価）
- ⑦医療型児童発達支援
- ⑧児童発達支援、放課後デイサービス（介護福祉士等による喀痰吸引等の対価）

■内容

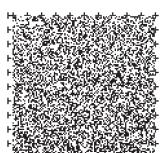
傷病により寝たきりなどにある方が、主治医との連携により在宅療養を行うため、ホームヘルパーなどの派遣を受けた場合、その費用について医療費控除の対象になります。

■手続き

医療費控除を受ける際に、サービス提供事業所が発行する「障害福祉サービス利用者負担額証明書」と区が発行する受給者証の写しを確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

マル優などの利子非課税

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、預金などの利子が非課税になります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。



贈与税の非課税

■対 象

重度の障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約により財産を信託業務を営む銀行に信託した場合は、税務署へ申告すれば信託受益権の価格のうち6千万円までの部分について贈与税が課税されません。

※詳しくはお問い合わせください。

■問 合 せ

中野税務署 ☎3387-8111

相続税の軽減

■対 象

相続人が障害者の場合、相続税が軽減される場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

■問 合 せ

中野税務署 ☎3387-8111

個人事業税の軽減

■対 象

前年中の合計所得金額（青色申告特別控除額を控除する前のもの）が370万円以下の障害者または障害者を扶養している方

■減 免 税 額

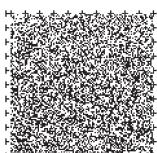
次の額が税額から減免されます。

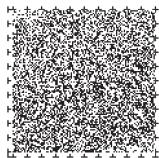
障害者 一人につき5,000円 特別障害者 一人につき10,000円

※両眼の視力が0.06以下の視覚障害者でマッサージ・指圧・はり・きゅうなどの医業に類する事業を営む方は、課税対象外となります。

■問 合 せ

中野都税事務所 ☎3386-1111 FAX3385-5623





自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

■対象

次の①～③の障害に該当する方

①身体障害者および戦傷病者（以下の表）

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳※1
肢 体 不 自 由	上肢機能障害	1級・2級	特別項症～第3項症
	下肢機能障害	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
	体幹機能障害	1級～3級 5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級・2級	—
	移動機能障害	1級～6級	—
視覚障害		1級～3級 4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障害		2級・3級	
平衡機能障害		3級・5級	
音声機能または言語機能障害		3級 (こう頭摘出に係るものに限る)	特別項症～第2項症 (こう頭摘出に係るものに限る)
心臓、じん臓および呼吸器の機能障害。ぼうこう、直腸および小腸の機能障害		1級・3級 4級	特別項症～第3項症
肝臓機能障害		1級～4級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級 (軽自動車税種別割) 1級～3級 (軽自動車税種別割以外)	—

②愛の手帳1～3度（療育手帳、重度）

③精神障害者保健福祉手帳1級（精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る）

※1 減免の対象となる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。（軽自動車税種別割以外）

■内容

下記(1)～(4)の場合において、定められた期限までに申請することにより、自動車税・軽自動車税が減免されます。

＜自動車税種別割の減免上限額＞

45,000円（新規登録の場合は、登録月により45,000円の月割額となります。）

例）減免適用前の税額と減免上限額45,000円の差額が1,000円未満の場合は、減免適用前の税額が減免額となります。

45,400円（適用前税額）－45,000円（上限額）＝400円（差額）

＜軽自動車税環境性能割及び自動車税環境性能割の減免上限額＞

課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額

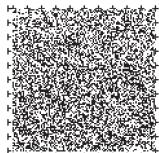
※障害者の方が運転又は利用するため特別の改造をした場合は、改造費部分を上限額に加算します。

(1)障害者本人が所有し運転する場合

(2)障害者または生計を同じくする方が所有し、専ら障害者の日常生活（通勤、通学、通院、通所、生業）のために運転する場合

(3)障害者または生計を同じくする方が所有し、障害者のみで構成する世帯の方の常時介護者が障害者のために運転する場合（軽自動車税種別割のみ）

(4)専ら身体障害者の利用に供する構造の自動車等

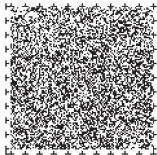


※減免を受けることができる自動車（軽自動車、オートバイ、原動機付自転車を含みます）は、障害のある方1人につき1台に限られます。

※対象者が死亡した場合は、届出が必要です。

※自動車税種別割の減免をすでに受けている方には、毎年更新時に「申立書」が送られます。対象からはずれる場合にも必ずご回答ください。

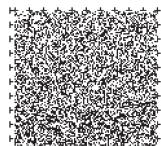
※軽自動車税種別割の減免を受けている方へ、次年度課税前に継続確認書類を送付する場合があります。



■提出先等

	軽自動車税種別割	自動車税種別割	軽自動車税環境性能割 自動車税環境性能割
対象車両	原動機付自転車、ミニカー、二輪の小型自動車、軽二輪車、軽自動車	普通自動車、小型自動車（二輪を除く）	三輪以上の軽自動車、小型自動車、普通自動車。 構造上障害者が利用できる装置等を備えた自動車のうち障害者以外も利用できるものおよび、障害者が運転する装置等を備えた営業用自動車 構造上障害者の利用専用の装置等を備えた自動車。「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」等、8ナンバーの特種用途自動車（営業用含む）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・減免申請書 ※内容(1)～(3)の場合 ・運転する方の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証） ・手帳等【身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）、戦傷病者手帳】 ★自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税環境性能割の場合、以下のものも必要です 生計を同じくする方が所有又は取得している場合 ・所有者又は取得者の方の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票等） ・生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合、「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等） ・生計を同じくする方が近隣にお住まいのパートナーシップ関係にある方の場合、「パートナーシップ関係にあること」が確認できる書類（東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等） ★軽自動車税種別割の場合、以下のものも必要です ・自動車検査証（車検証）、標識交付証明書、軽自動車届出済証のうち、いずれか1つ ・納税通知書 ・所有者並びに運転する方が障害のある方と同一生計にあることを証明する書類（健康保険証等。ただし、中野区内同一世帯の場合必要ありません。） <p>※内容(4)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証（車検証） <p>その他の詳細について、下記の提出・問合せ先にそれぞれご確認ください。</p>		
申請期間	毎年納税通知書発送日（5月上旬）から納期限まで	前年度より継続所有している場合は、4月1日から5月31日まで（事前受付可） 年度途中で新規登録により取得した場合、登録（取得）の日から1ヶ月以内 ※新車、中古車は問わない	
提出・問合せ先	中野区 税務課 税務管理係 諸税担当（区役所2階11番） ☎3228-8908 FAX3228-5456	中野都税事務所（他の都税事務所可） 〒164-0001 中野区中野4-6-15 ☎3386-1111 FAX3385-5623 東京都自動車税コールセンター ¹ ☎3525-4066	練馬自動車税事務所 〒179-0081 練馬区北町2-8-6 ☎3932-7321 FAX3550-7183

※軽自動車税環境性能割は区市町村税ですが、当分の間は都道府県が賦課徴収を行います。



公共料金等の軽減等

NHK放送受信料の減免

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、下記の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

■減免要件

[全額免除] 住民税非課税世帯

[半額免除] 契約者が次の要件に該当する方で、世帯主である場合

- ①視覚障害または聴覚障害により身体障害者手帳を所持している者
- ②身体障害者手帳が1級または2級
- ③愛の手帳が1度または2度
- ④精神障害者保健福祉手帳が1級

■手続き

障害者手帳の取得等により新規に減免申請を行う場合は、下記の窓口で「放送受信料免除（半額免除）申請書」に対象であることの証明を受けたうえで、証明済申請書をNHKに送ることで受信料の減免を受けることができます。

減免対象となられた方にはNHKより免除申請事由の継続状況について、中野区が公簿等により確認を行うことへの同意書が郵送されますので、同意される方は、期日までにNHKに返送してください。免除事由が継続している場合は継続し減免措置を受けることができます。

期日までに同意書の提出がない場合は、減免措置が継続されず、再び受信料が発生することになります。

■問合せ

「NHK池袋営業センター」中野地区担当 ☎3343-1045（平日 午前10時～午後5時受付）

NHK視聴者コールセンターナビダイヤル ☎0570-077-077（午前9時～午後8時）

■窓口

障害福祉相談窓口(区役所3階)

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

■対象

戦傷病者のいる世帯で、下記の対象に当てはまる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。

■減免要件

[半額免除] 契約者が戦傷病者手帳所持者で、恩給法による特別項症～第1款症の方で、かつ世帯主

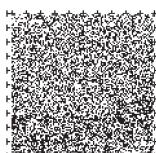
■手続き

東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当（都庁☎5320-4078）で証明を受けたうえ、証明済申請書をNHKに送ることで手続きができます。

■問合せ

「NHK池袋営業センター」中野地区担当 ☎3343-1045

NHK視聴者コールセンターナビダイヤル ☎0570-077-077（午前9時～午後8時）



タイムズ中野区役所駐車場の利用料金の割引

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

■内容

24時間年中無休の機械管理方式による有料時間貸駐車場です。

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と同伴する介護者は、開庁時・閉庁時に関わらず2時間無料です。

■申請に必要なもの

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳

※出口清算機右側のオートフォンで連絡のうえ、清算機横のカメラに手帳を提示していただくか、
庁舎1階防災センター、総合案内または各階フロア案内人へ手帳を提示し割引処理を行ってください。
(閉庁時間は防災センターのみとなります)。

■問合せ

総務課 庁舎管理係（区役所8階） ☎3228-8854 FAX3228-5647

自転車駐車場定期利用料・登録手数料の免除

■対象

- ・身体障害者手帳の所持者
- ・愛の手帳の所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助または生業扶助の受給者
- ・児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者とその者に扶養されている児童

上記のいずれかに該当し、かつ下記の定期利用要件をすべて満たす方

- ①原則として通勤・通学で自転車駐車場を利用する方
- ②中野区若しくは中野区に隣接する区に、自宅、通勤先の事務所、通学先の学校がある方
- ③自宅、事務所、学校等が最寄り駅から概ね500メートル以上離れている方

※通勤、通学に鉄道を利用されない方は定期利用いただけません。

■内容

有料制自転車駐車場 定期利用料免除

登録制自転車駐車場 登録手数料免除（年間登録制）※毎年2月上旬募集

自転車等駐車整理区画 登録手数料免除（年間登録制）※毎年2月上旬募集

※一人1か所。1日利用料は免除の対象ではありません。

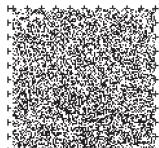
■申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助または生業扶助の受給証明書
- ・児童扶養手当証書または特別児童扶養手当の受給証明書

上記のいずれかと、通勤・通学を確認できる書類（定期券、名刺、生徒手帳など）

■問合せ

交通政策課 自転車対策係（区役所9階） ☎3228-5561 FAX3228-5668



訪問介護利用者負担金の助成

■対象

介護保険の被保険者であり、次の要件を満たす方

障害福祉サービスのホームヘルプサービスの利用で境界層該当として負担額が0円の方で、次のいずれかに該当する方

①65歳になる前の1年間に障害福祉サービスのホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護および家事援助をいう）を利用していた方であって、65歳に到達したことで介護保険の対象となった方

②特定疾病によって生じた身体または精神の障害が原因で、要介護または要支援の状態となつた40歳から64歳までの方

※対象の要件に該当するかどうか、事前に障害福祉課認定給付係（☎3228-8916）にお問い合わせください。

■内容

介護保険の訪問介護、夜間対応型訪問介護、総合事業の予防訪問サービスを利用した際の利用者負担額を全額助成します。

■申請に必要なもの

＜認定書の交付＞ 介護保険被保険者証

■問い合わせ

介護保険課 介護給付係（区役所3階） ☎3228-6531 FAX3228-5620

鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ プールの使用料免除

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている区民およびその介護者（介護を必要とする場合のみ）、被爆者健康手帳の交付を受けている区民

■内容

上記対象者が温水プールを個人で使用するとき、次の手続きにより使用料が免除となります。

毎週水曜日の主催事業のない時間帯には、障害者優先コースがあります。（祝日、ゴールデンウィーク期間、7・8月を除く）

■申請に必要なもの

交付されている手帳

初回に手帳をお持ちいただき、1階総合受付で申請書をご記入ください。手帳で区内在住等を確認したうえ、発行日から1年間有効のカードを発行します。次回からそのカードを1階総合受付で提示して、プール入場券を受け取ってください。

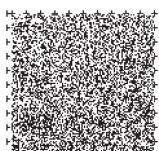
■問い合わせ

鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ ☎3337-1771 FAX3337-3280

南部スポーツ・コミュニティプラザ プールの使用料免除

■対象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている区民およびその介護者（介護を必要とする場合のみ）、被爆者健康手帳の交付を受けている区民



■内 容

上記対象者が温水プールを個人で使用するとき、次の手続きにより使用料が免除となります。

■申請に必要なもの

交付されている手帳

初回に手帳をお持ちいただき、1階総合受付で申請書をご記入ください。手帳で区内在住等を確認したうえ、発行日から1年間有効のカードを発行します。次回からそのカードを1階総合受付で提示して、プール入場券を受け取ってください。

■問 合 せ

南部スポーツ・コミュニティプラザ ☎5340-7881 FAX5340-7882

第二中学校および中野中学校 温水プール一般開放の使用料免除

■対 象

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている区民およびその介護者（介護を必要とする場合のみ）、被爆者健康手帳の交付を受けている区民

■内 容

交付されている手帳をプール受付に提示することで、プールの使用料が免除となります。

<利用について>

- ・フリータイム制で、主に平日の夜間、土・日・祝日の午前、午後、夜間に開放しています。
- ・月別の開放日時については、「一般開放予定表」をご覧ください。（現地、区役所7階窓口等で配布しています。中野区ホームページでもご覧になれます。）
- ・水泳帽を持参し着用してください。また、オムツの取れていらない方は利用できません。
- ・安全確保のため、小学3年生以下の児童は大人（18歳以上）1人につき2人まで、幼児は大人（18歳以上）1人につき1人まで入場できます。
- ・その他、詳しくは区ホームページをご覧になるか、担当までお問合せください。

■問 合 せ

スポーツ振興課 スポーツ活動係（区役所7階） ☎3228-5586 FAX3228-5662

第二中学校 現地プール事務所（中野区本町5-14-16） ☎3384-8285（一般開放時間のみ通話可能）

中野中学校 現地プール事務所（中野区中野4-12-3） ☎3389-1475（一般開放時間のみ通話可能）

携帯電話等の割引サービス

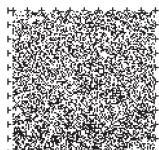
○携帯電話の割引サービス

■対 象

- ①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

■内 容

各携帯電話会社によりサービスの内容が異なりますので、各携帯電話会社に直接お問い合わせください。



○電話番号案内料免除措置

■対象

- (1) 身体障害者手帳所持者で、次のいずれかの障害のある方
 - ①視覚障害 1～6級
 - ②肢体不自由 上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1・2級
- (2) 愛の手帳所持者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者
- (4) 戦傷病者手帳所持者で、次のいずれかの障害のある方
 - ①視力の障害 特別項症～第6項症
 - ②上肢の障害 特別項症～第2項症

■内容

NTT無料番号案内（ふれあい案内）を行っています。

■問い合わせ

NTT東日本ふれあい案内担当

フリーダイヤル 0120-104-174（午前9時～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く）

郵便料金の減免

■内容

障害のある方への郵便物や、障害者団体発行の郵便物で、料金が減免になるものがあります。

■対象

- ①盲人用郵便物（点字のみを掲げたものと、録音物で特定の施設との間で発受するもの）は、3キログラムまで無料になります。
- ②点字ゆうパック・聴覚障害者用ゆうパック（聴覚障害者用ビデオテープ等の録画物で特定の施設との間で発受するもの）は料金が割引になります。
- ③心身障害者用ゆうメールは、料金が割引になります。
- ④障害者団体発行の第3種郵便物（認可を受けた定期刊行物で開封してあるもの）は、認可条件、料金に特例があります。

■問い合わせ

各郵便局

官製はがき(青い鳥はがき)の無料配付

■内容

障害のある方に年1回、無料で青い鳥郵便はがきを配付します。

■対象

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方

■配付期間

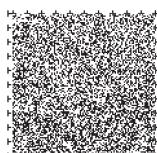
4月発行日～5月末日（申込は4月1日から受け付けます）

■配付枚数

1人につき20枚まで

■申込手続

身体障害者手帳又は愛の手帳を持って、郵便局にお申込みください。なお、郵便で



申し込むこともできます。(発行日以降、集配郵便局から郵送します。)

■問合せ

中野郵便局☎3383-7461 中野北郵便局☎5380-9730

東京都水道料金の免除

■内容

水道料金は基本料金（消費税相当額を含む）が免除されます。下水道料金は1か月8m³以下の排出量に係る料金（消費税相当額を含む）が免除されます。

■対象

児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者

■手続きに必要なもの

児童扶養手当証書、特別児童扶養手当の受給証明書

■窓口

水道局中野営業所 ☎03-5925-2921

